

# 12月議会

議案 33 件  
 条例関係 17 件、予算関係 5 件、  
 その他 11 件



▲ 4 月から利用料金が改定される南相馬市スポーツセンター

## 議案とその結果

12月定例会に提出された議案33件は、原案のとおり可決されました。

## 条例

議案第133号南相馬市財産価格審議会条例制定について  
 公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借受けに  
 関し、適正な価格を評定する  
 ための審議会を設置するた  
 め、新たに条例を制定するも  
 の。

### 【主な内容】

- 審議会の名称  
南相馬市財産価格審議会
- 所掌事務  
次の価格の評定  
① 1件当たりの予定価格が1千万円以上の土地又は1棟当たりの予定価格が1千万円以上の建物の取得。  
② 貸付料の予定年額が100万円以上の土地又は建物を貸し付ける場合の適正な貸付料。  
③ 財産台帳の登録価額が2千万円以上の土地・建物を貸し付ける場合の適正な貸付料。

議案第134号南相馬市公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定について

### 【主な内容】

- 秘密の保持  
委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 施行日  
公布の日
- 委員数及び構成  
学識経験者 5人以内  
市職員 3人 計 8人以内
- 委員の任期  
2年とする。再任は妨げない。
- 秘密の保持  
委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 施行日  
公布の日

④ 土地又は建物を新たに有償で借り受ける場合の適正な借受料及び権利金。  
 ⑤ 地上権、地役権その他これらに準ずる権利の価格。  
 ⑥ その他市長が認めるものの価格。

施設等	使用料	摘要
多目的ホール	1時間につき 520円	1、使用時間 午前9時から 午後9時まで 2、普通券及び回数券の1回の使用時間は、1時間とする。
屋内運動場	1時間につき 520円	
	普通券1回 520円 回数券12回 5,200円	
校庭	夜間照明を使用しない場合	無料
	夜間照明を使用する場合	1時間につき 200円

高区役所の第1会議室及び第2会議室を追加  
 (2) 小学校及び中学校の施設の使用料を統一  
 1、小学校及び中学校の施設

区分	改正前	改正後
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	4,000円	6,000円
一般廃棄物処分業許可手数料	4,000円	6,000円
浄化槽清掃業許可手数料	4,000円	6,000円
変更許可手数料	2,000円	3,000円
許可証の再交付手数料	2,000円	3,000円
廃棄物取扱施設及び器材の検査手数料	500円	600円
廃棄物取扱施設及び器材の検査証再交付手数料	200円	600円
従事者身分証交付手数料	500円	600円
従事者身分証再交付手数料	200円	600円

議案第137号南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可等に係る手数料を引き上げるため、必要な改正を行うもの。  
 【主な内容】  
 (1) 手数料の引き上げ

(2) 施行日  
平成21年4月1日

議案第138号南相馬市清掃施設手数料条例の一部を改正する条例制定について  
 事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】  
 (1) 事業系一般廃棄物処理手数料を、75円/10kgから85円/10kgに引き上げ  
 (2) 産業廃棄物処分費用を、75円/10kgから85円/10kgに引き上げ  
 (3) 施行日  
平成21年4月1日

議案第139号南相馬市宮原町墓地条例の一部を改正する条例制定について  
 使用許可証の交付等に係る手数料を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】  
 (1) 手数料の引き上げ  
 使用許可証の交付及び使用権の承継などに係る手数料を、「100円」から「200円」引き上げる。  
 (2) 施行日  
平成21年4月1日

議案第140号南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
 産科医療補償制度の創設に伴い、これに対応した出産育

児一時金の支給額に関する規定を定めるため、必要な改正を行うもの。

健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、35万円に3万円を上限として加算する。

【主な内容】  
 (1) 出産育児一時金の支給額の改正  
 (2) 施行日  
平成21年1月1日

議案第143号南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について  
 スポーツ施設の使用料を改定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】  
 (1) 改正の目的  
 現在の各施設の使用料体系は3市町合併以前の体系を継続しており、各区間及び類似施設間で隔たりがある状況であることから、各施設の利用の区分、利用単位及び類似施設間における使用料の金額等を統一することを目的とする。



区分	考え方
使用目的	体育以外での使用は施設設置の目的外使用であるから、使用料を10割増とする。
営利・非営利	営利目的の使用は施設設置の目的外使用であるから、使用料を10割増とする。
市内・市外	広く市民のサービスに及ぶものについては受益者負担割合を50%と設定していることから、市外在住の利用者に係る使用料を10割増とすべきであるが、交流人口拡大の観点から5割増とする。
貸し切り使用	貸し切り使用についての減額措置は、設定しない。
個人使用	個人使用するのは高校生及び小中学生がほとんどであることから、経済的負担を考慮し減額する。

② 使用料改正にあたっての主な視点  
 ① 使用区分の統一

② 利用単位の統一  
 貸し切り使用に係る単位時間を、分かりやすさ等を考慮し1時間単位とする。ともに、個人使用に係る単位時間を、施設の環境、利用形態及び管理形態により統一した。  
 (3) 施行日  
平成21年4月1日  
 (4) 附則による南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正  
 免除となる施設に、小高西部運動場及び小高西部運動場を追加

議案第145号南相馬市馬事公苑条例の一部を改正する条例制定について  
 馬事公苑の使用料のうち回数券の額を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】  
 (1) 準用規定の追加  
 指定管理者に代わり教育委員会が施設を管理する場合の準用規定を追加。  
 (2) 個人使用に係る使用料の変更  
 馬事公苑は類似施設がないこと等の理由から、基本的には使用料単価の改正は行わないが、個人使用料の12回券(回数券)を他の施設と同様、10

区分	単位	利用料金	旧使用料
学生以下	2時間	1回券 100円	
		12回券 1,000円	1,010円
	半日又は夜間1回につき	1回券 300円	
		12回券 3,000円	3,050円
一般	2時間	1回券 200円	
		12回券 2,000円	2,030円
	半日又は夜間1回につき	1回券 610円	
		12回券 6,100円	6,110円

(3) 施行日  
平成21年4月1日

議案第146号南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について  
 南相馬市鹿島B&G海洋センターのプール使用料を改定するため、必要な改正を行うもの。  
 【主な内容】  
 (1) 使用料に係る別表の見直し  
 ① プール使用料・回数券について、市民プールと統一した。  
 ② 舟艇及びプールの使用区分を、「大人、高校生、小中学生」とした。